

令和 7 年 10 月 31 日

洞爺湖町議会 令和 7 年 10 月 会議
議案

附 議 議 案

議 案 番 号

件

名

議案第 28 号 財産の処分について

議案第28号

財産の処分について

次のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第39号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年10月31日提出

洞爺湖町長 下道英明

1 処分する財産 町有地

2 処分対象物件 洞爺湖町岩屋13番地2外
別表のとおり

3 処分予定価格 70,000,000円

4 契約の相手方 大阪府大阪市福島区海老江6丁目2番7号
日本大同投資株式会社
代表取締役 喻 鵬举

5 契約の方法 公募により決定した契約相手先候補者との随意契約

6 処分の目的 町有地の民間事業者による有効活用を目的とした処分

別 表

項目	所在地	番地	面積(m ²)	地目	価格 (税込・円)
土地	洞爺湖町岩屋	1 3 - 2	544.93	宅地	70,000,000 円
		1 5 - 5	6,196.00	雑種地	
		1 5 - 1 0	4,454.51	宅地	
		1 5 - 1 1	441.00	山林	
		1 5 - 1 2	1,945.00	学校用地	
		1 5 - 1 3	806.00	公衆用道路	
		1 5 - 1 4	21.96	宅地	
		1 5 - 1 5	5.56	雑種地	
		1 5 - 1 9	862.00	公衆用道路	
		1 7 - 4	4,718.07	宅地	
		1 7 - 5	8,189.10	宅地	
		1 7 - 6	1,497.01	宅地	
		1 7 - 7	1,821.00	雑種地	
		1 7 - 1 0	2,805.40	宅地	
		1 7 - 1 2	220.00	雑種地	
		1 7 - 1 9	786.96	宅地	
		1 7 - 2 0	415.00	雑種地	
		7 8	453.42	宅地	
合計			36,182.92		